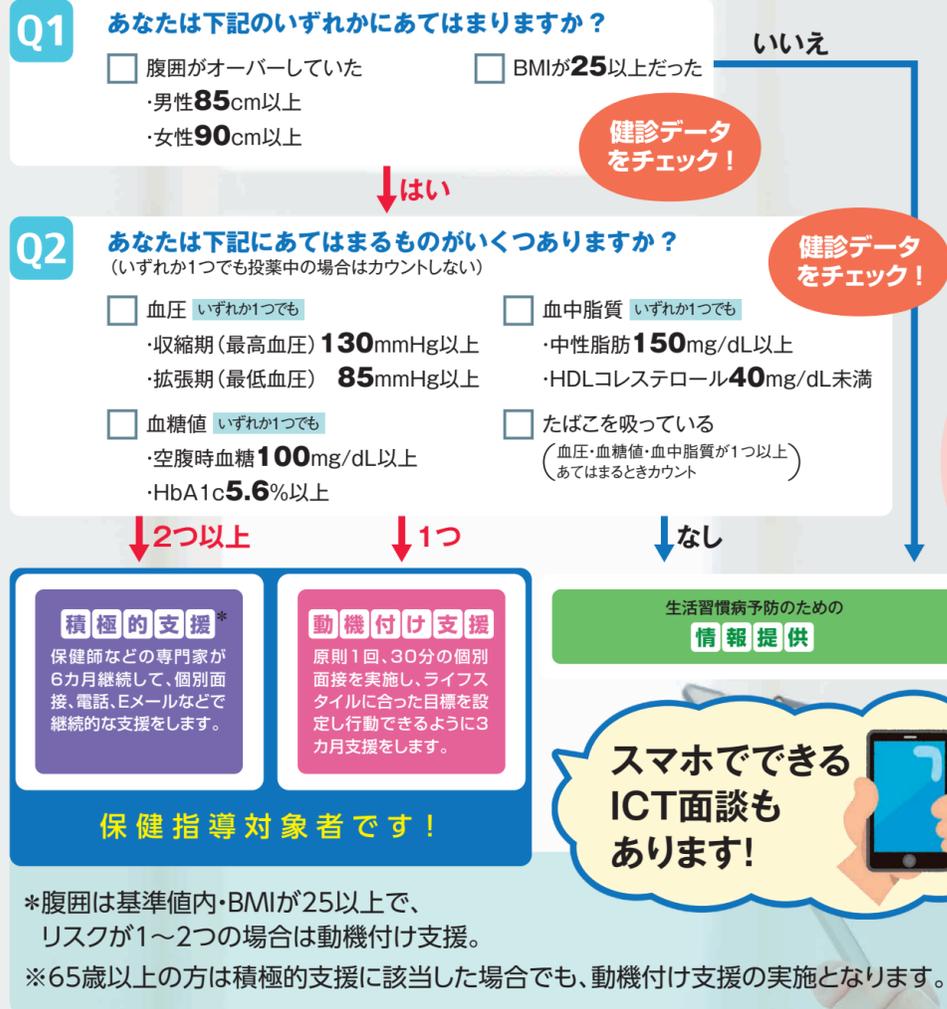


特定保健指導を受けましょう!

特定保健指導では、保健師などによるメタボ改善のためのアドバイスが**無料**で受けられます。対象となった方はぜひ受けていただくようお願い申し上げます。

特定保健指導の対象になるのはどんな人?



実はこんな事情も...

40歳以上の方の健診受診率や特定保健指導受診率が低いと、ペナルティとして後期高齢者支援金が増える仕組みになっており、平成30年度からは段階的に10%まで加算されることになりました。特定保健指導を受けないと、余計な出費が増え、保険料にも影響する可能性があります。受診率、実施率の向上にご協力をお願いします。



けんぽお知らせ板

被扶養者でなくなったときはすみやかに届け出を!

こんなときは届け出を!

被扶養者の収入が130万円(60歳以上または障がい者は180万円)以上だと、健康保険の被扶養者ではなくなります。すみやかに健保組合へ届け出をしてください。



本来は被扶養者でないはずの65歳以上の方が扶養家族のままですと、その人にかかった医療費は健保が国に拠出する前期高齢者納付金に計上され、健保財政を圧迫する大きな要因となります。扶養している家族が扶養からはずれることになったときは、すみやかに手続きをしてください。

被扶養者が就職した



被扶養者の収入が年収130万円(60歳以上や障がい者は180万円)以上に増えた



被扶養者が死亡した

別居になった
(配偶者の親など同居が条件の被扶養者の場合)

仕送りをやめた、仕送り額が被扶養者の年収より少なくなった

離婚した



被扶養者が失業保険の受給を開始した
※失業給付金の額が1日当たり3,612円(60歳以上は5,000円)以上の場合

75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者になった

被扶養者がパート等の勤め先の健康保険の被保険者となった
※平成28年10月から、短期労働者の社会保険適用が拡大されました。



※別居の被扶養者の場合は、定期的な仕送り額の認定確認のため「送金証明書類」(ATMの振込明細書のコピー等)が必要となりますので、大切に保管しておいてください。お願いします。